

○ 官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正十一年閣令第六号）（第一条関係）	1
○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）（第二条関係）	2
○ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）（第三条関係）	30
○ 旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第四十二号）（第四条関係）	32
○ 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）（第五条関係）	33
○ 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）（第六条関係）	51
○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特別疾病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）（第七条関係）	53
○ 沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年総理府令第四十号）（第八条関係）	55
○ 失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）（第九条関係）	56
○ 恩給年額を職権により改定する場合の手続等に関する省令（昭和五十四年総理府令第四十二号）（第十条関係）	57
○ 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）（第十一条関係）	58
○ 特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成十七年総務省令第五十三号）（第十二条関係）	59
○ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成二十一年総務省令第二十七号）（第十三条関係）	61
○ 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）	

	(第十四条関係)	・ ・ ・ ・ ・	62
○	国家公務員退職手当施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（平成二十五年総務省令第五十七号）（第十五条関係）	・ ・ ・ ・ ・	63
○	国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令（平成二十五年総務省令第五十八号）（第十六条関係）	・ ・ ・ ・ ・	64
○	失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第五十九号）（第十七条関係）	・ ・ ・ ・ ・	66
○	総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）（第十八条関係）	・ ・ ・ ・ ・	67
○	総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）（第十九条関係）	・ ・ ・ ・ ・	85